

年金だより

国民年金免除 期間の保険料 追納のご案内

免除を受けた期間は承認から10年以内に、保険料を納めることができます。
(追納といえます)
追納すると65歳から受ける老齢基礎年金額を満額に近づけることができます。

ただし、免除の承認を受けてから3年が経つと、当時の保険料に加算金がつきますので、お早目の追納をおすすめします。(平成19年4月～20年3月末日までに追納する場合の1か月分の保険料額は下記の表のとおりです。)

追納するには申し込みが必要です。市役所年金課かコザ社会保険事務所へご相談ください。(追納された保険料は、納めた年の社会保険料控除の対象になります。)

追納をおすすめ
します



お問合せ
コザ社会保険事務所
☎933-3437
☎933-3438

●全額免除・若年猶予・学生納付特例

●半額免除

年度	当時の保険料	加算額	合計支払額	年度	当時の保険料	加算額	合計支払額
平成9年	12,800	3,750	16,550	平成9年	半額免除制度のない年度		
平成10年	13,300	3,010	16,310	平成10年			
平成11年	13,300	2,380	15,680	平成11年			
平成12年	13,300	1,770	15,070	平成12年			
平成13年	13,300	1,200	14,500	平成13年			
平成14年	13,300	640	13,940	平成14年	6,650	320	6,970
平成15年	13,300	430	13,730	平成15年	6,650	210	6,860
平成16年	13,300	240	13,540	平成16年	6,650	120	6,770
平成17年	13,580	0	13,580	平成17年	6,790	0	6,790
平成18年	13,860	0	13,860	平成18年	6,930	0	6,930

2つ以上の年金手帳を
お持ちの方へ

平成9年の基礎年金番号導入以前は、転職や転居等により、お一人が複数の年金番号を持つ場合が生じていました。平成9年の基礎年金番号導入で、複数の年金番号をもつ方は、基礎年金番号に記録を結びつける必要がありますが、まだ結び付けられていない年金番号を持つ方がいます。基礎年金番号に結び付けられていない年金番号(年金記録)があると、将来年金を受けるときにその分が減額されてしまう場合があります。このような方は、記録を基礎年金番号に結び(統合といいます)手続きが必要です。市役所年金課かコザ社会保険事務所にお越しください。

※統合されていない厚生年金の記録の確認のためには、在職していた期間・会社名・所在地等を、紙に書き出してご相談ください。

年金記録等でご不明な点や納付記録のお問い合わせはコザ社会保険事務所の専用窓口へ
お電話でのお問い合わせは
年金フリーダイヤル
☎0120-657830



うるま市
本庁のみ
実施!



夜間年金相談及び
土日年金相談実施!

(うるま市本庁のみ)

8月も水曜日を除く平日・午後7時まで窓口事務を延長しています。

(8月27日(旧盆)を除く)

また、8/11(土)・12(日)・25(土)・

26(日)は午前9時から午前11時半まで「土日年金相談」を実施します。お仕事でお忙しい方、免除希望の方はご利用ください!

「土日年金相談」希望の方は、社会保険事務所へ記録の確認を行いますので、できるだけ金曜日までにお電話でお申込みくださるようお願いいたします。

お問い合わせ 年金課

☎973-5498